

山口県報

平成 21 年
1 月 20 日
(火曜日)

目 次

規則
山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森林企画課）……………一
告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………二
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）……………四
公告
国土調査の成果の認証（地域政策課）……………五



山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月二十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第一号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第四号中「資本」を「資本金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この規則において「認定中小企業者」とは、林業従事者等が実施する法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連

携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「連携促進法」という。）第十一条第一項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が連携促進法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者をいう。
第三条中「林業従事者等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。
第四条第一項中「一林業従事者等」との下に「及び一認定中小企業者」とを加える。

第五条第一項中「第九条」の下に「、連携促進法第十二条第二項及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第九条」を加え、同条第二項中「三年以内」の下に「（連携促進法第十二条第二項に規定する資金にあつては、五年以内）」を加える。
第六条第二項中「四年以内」の下に「（連携促進法第十二条第二項に規定する資金の貸付けの業務に必要な資金にあつては、六年以内）」を加える。

第九条に次の一項を加える。
2 前項の林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書には、法第七条第一項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 連携促進法第十二条第一項に規定する資金にあつては、連携促進法第四条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し
二 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第九条に規定する資金にあつては、同法第四条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し

第十七条第一号及び第二十一条第一項中「林業従事者等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。
別記第一号様式の添付書類を同添付書類1とし、同添付書類に次のように加える。

2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条第2項に規定する資金にあつては、同法第4条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し
3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金にあつては、同法第4条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し

別記第四号様式の別紙中「林業従事者等」を「林業従事者等又は認定中小企業者」に改める。
別記第五号様式の注2及び3並びに別記第六号様式の添付書類1中「林業従事者等」を「~~林業従事者等又は認定中小企業者~~」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年一月二十日から同年二月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民福祉部市民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 柳井化学工業株式会社
 住 所 柳井市柳井一五八二番地の四
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 柳井化学工業株式会社柳井工場
 所在地 柳井市柳井一五八二番地の四
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法			
	能 力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
四六一イ	($\frac{m^3}{時}$)	平成二一、 二、一〇	平成二一、 五、二二	平成二一、 五、二八	断 続	二〇時間	変 動 な し
"	"	"	"	"	連 続	二四時間	"
四六一二 (六基)	($\frac{N}{m^3/分}$)	"	"	"	"	"	"

備考 「四六一イ」及び「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス

洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水		等 の		汚 染		状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	油類 (mg/l)	燃	素	燃			
四六一イ	六・五	五〇〇〇	五〇	九二	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇・一	〇・二	一
四六一二 (六基)	一〇	三、〇〇〇	二	八五	〇・一	〇・四	〇・一	〇・一	〇・一	〇・二	一
"	"	三、五〇〇	"	八五	〇・一	〇・四	〇・一	〇・一	〇・一	〇・二	一
"	八	五〇、〇〇〇	五〇	九二	〇・一	〇・四	〇・一	〇・一	〇・一	〇・二	一
四六一イ	六・五	五〇〇〇	五〇	九二	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇・一	〇・二	一
四六一二 (六基)	一〇	三、〇〇〇	二	八五	〇・一	〇・四	〇・一	〇・一	〇・一	〇・二	一
"	"	三、五〇〇	"	八五	〇・一	〇・四	〇・一	〇・一	〇・一	〇・二	一
"	八	五〇、〇〇〇	五〇	九二	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇・一	〇・二	一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(一) 種別、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
液 中 燃 焼 炉	鋼板製・レンガ製	一五、〇〇〇 (kg/日)	液 中 燃 焼	連 続	二 四 時 間 変 動 な し	平成二二、 二一、 一〇	平成二二、 二一、 一〇	平成二二、 二一、 一〇
活 性 汚 泥 処 理 施 設	コンクリート製・強化プラスチック製	二六〇 (m ³ /日)	活 性 汚 泥	連 続	二 四 時 間 変 動 な し	(既)	(既)	(設)
"	"	四〇、〇〇〇 (kg/日)	"	"	"	"	"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水		等 の		汚 染		状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	油類 (mg/l)	燃	素	燃			
液 中 燃 焼 炉	九	一〇、〇〇〇	八〇	二二〇	検出せず	一〇〇	一五〇	二〇	五〇	一五	
活 性 汚 泥 処 理 施 設	七	五三〇	一九	三〇	二	五一	六六	六	九・六	一九二	
"	"	八・六	一〇	二〇	"	"	"	"	"	"	
"	七	五三〇	一九	三〇	二	五一	六六	六	九・六	一九二	
"	七	五三〇	一九	三〇	二	五一	六六	六	九・六	一九二	
"	七	五三〇	一九	三〇	二	五一	六六	六	九・六	一九二	
"	七	五三〇	一九	三〇	二	五一	六六	六	九・六	一九二	
"	七	五三〇	一九	三〇	二	五一	六六	六	九・六	一九二	
"	七	五三〇	一九	三〇	二	五一	六六	六	九・六	一九二	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

処理後	"	
	処理前	処理後
八・五	七・〇	八・五
一〇	10,000	一〇
一五	11,000	一五
二	八〇	二
五	二二〇	五
三〇	一〇〇	三〇
六〇	一五〇	六〇
三	二〇	三
一〇	五〇	一〇
"	四〇	一一
四五	四〇	"

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	七・三	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
七・五	七・五	七・一	三三	四〇
三	三	三	四〇	一〇
五	四〇	通 常 最 大	通 常 最 大	三〇
三	一〇	通 常 最 大	通 常 最 大	二
五	三〇	通 常 最 大	通 常 最 大	一四・二
検出せず	二	通 常 最 大	通 常 最 大	二〇
五	一四・二	通 常 最 大	通 常 最 大	一・六三
一〇	二〇	通 常 最 大	通 常 最 大	一・五
〇・五	一・六三	通 常 最 大	通 常 最 大	二
一	二	通 常 最 大	通 常 最 大	一・一〇五
五〇	一・一〇五	通 常 最 大	通 常 最 大	一・三四五
九〇	一・三四五	通 常 最 大	通 常 最 大	

山口県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年一月二十日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
秋穂土地改良区

認可年月日
平成二一、一、九

山口県告示第二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、稗田県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 稗田県営住宅新築工事

- (一) 工事場所 下関市山の田北町五〇番一
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上七階建	二、八七七平方メートル	四二戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年一月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年二月六日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年二月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三―三八七〇)にすること。



(二四) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査

の成果を次のとおり認証しました。

平成二十一年一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十五年五月十六日から平成十七年三月二十二日まで	下関市地籍簿	豊田町大字稲見の一部
"	平成十六年五月十日から平成十八年三月二十七日まで	"	豊田町大字城戸、豊田町大字手洗及び豊田町大字西長野
"	平成十七年五月十日から平成十九年一月二十九日まで	"	豊田町大字東長野
"	平成十八年五月十日から平成二十年三月三十一日まで	"	豊田町大字高山及び豊田町大字萩原
防府市	平成十九年五月二十一日から平成二十年七月二十八日まで	防府市地籍簿	大字鈴屋の一部
岩国市	平成十八年五月二十二日から平成二十年三月二十四日まで	岩国市地籍簿	錦町須川の一部
長門市	平成十八年五月十日から平成二十年二月十七日まで	長門市地籍簿	東深川の一部
美祢市	平成十八年五月十九日から平成二十年二月二十一日まで	美祢市地籍簿	東厚保町川東の一部
阿東町	平成十八年五月二日から平成二十年三月十九日まで	阿東町地籍簿	大字生雲中の一部

二 認証年月日

平成二十一年一月二十日

平成二十一年二月二十日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）